

次世代育成支援対策推進法第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の措置の実施状況
及び女性活躍推進法第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の取組の実施状況並び
に同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和 8 年9月17日

1、次世代育成支援対策推進法第19条第6項及び女性活躍推進法第19条第6項に基づく
取組の実施状況

(1)職員1人あたりの年間平均超過勤務時間

年度	時間外勤務時間
令和 6 年度	37 時間
令和 7 年度	40 時間
目標値(令和 7 年度)	30 時間

(2)有給休暇年間平均取得日数

年度	年間平均取得日数
令和 6 年度	16.3 日
令和 7 年度	16.2 日
目標値(令和 7 年度)	13日以上

(3)育児休業及び育児休暇取得

育児休業

年度	項目	取得率
令和 6 年度	男性	0%
	女性	100%
令和 7 年度	男性	23.8%
	女性	－%
目標値 (令和 7 年度)	男性	5%以上
	女性	100%

育児休業の取得期間の分布状況

区分	男性	女性
1週間未満	—	—
1週間以上2週間未満	—	—
2週間以上1月以下	100.0%	—
1月超3月以下	—	—
3月超6月以下	—	—
6月超9月以下	—	—
9月超12月以下	—	—
12月超24月以下	—	—
24月超	—	—

育児休暇

年度	項目	取得率
令和 6 年度	出産休暇（男性）	56.3%
	育児休暇（男性）	37.5%
令和 7 年度	出産休暇（男性）	71.4%
	育児休暇（男性）	38.1%
目標値 （令和 7 年度）	出産休暇（男性）	90%以上
	育児休暇（男性）	20%以上

本組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第11条の表

※出産休暇＝配偶者が出産する場合で、2日以内で勤務しないことが相当であると認める期間(11条表の9の項)

※育児休暇＝妻の産前産後期間中に、出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合で、5日以内で勤務しないことが相当であると認められる期間(11条表の10の項)

2、女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1)女性職員の採用割合

年度	採用職員数			女性職員の割合 (A/C)
	女性(A)	男性(B)	合計 (C=A+B)	
令和6年度	1人	6人	7人	14.3%
令和7年度	1人	6人	7人	14.3%

(2)採用試験の受験者数

年度	採用職員数			女性職員の割合 (A/C)
	女性(A)	男性(B)	合計 (C=A+B)	
令和6年度	2人	19人	21人	9.5%
令和7年度	5人	27人	32人	15.6%

(3)全体に占める女性職員の割合(令和7年4月1日)

区分	女性(A)	男性(B)	合計 (C=A+B)	女性職員の割合 (A/C)
毎日勤務	6名	34名	40名	15.0%
隔日勤務	5名	200名	205名	2.4%
合計	11名	234名	245名	4.5%

(4)管理職の女性職員の割合(令和7年4月1日)

女性(A)	男性(B)	合計 (C=A+B)	女性職員の割合 (A/C)
0名	9名	9名	0%